

# 四日市大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 四日市大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は簡潔に示され、学則に定められているほか、建学の精神「人間たれ」の理念に基づき地域貢献型大学としての個性や特色を「Act4U」のキャッチコピーで表している。社会変化への対応としてカリキュラムの改善に合わせ新たな教育研究上の目的を設けるなど、必要に応じて見直している。使命・目的及び教育目的は教職員の関与・参画の上、理事会に諮り策定し、役員と教職員の理解と支持を得ている。これらを実現させるため、学校法人暁学園「第 8 次中期経営計画（2023 年度-2027 年度）」に基づく四日市大学 5 年計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。また、総合政策学部・環境情報学部の 2 学部に加え研究支援を行う研究機構と情報センターを設置するなど教育研究組織を適切に整備している。

#### 「基準 2. 学生」について

大学全体及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを策定し周知している。これにのっとり入学者を選抜し、入学後は成績、出席率、中途退学率等を追跡調査することでアドミッション・ポリシーに沿った学生受入れであったかを検証している。近年は入学定員の未充足が続くが、大学全体としては在籍学生数を概ね確保している。担当教員制度の導入や「成長スケール」を利用した面談や指導などの学修支援、健康相談や心的支援、独自の奨学金制度や授業料減免制度による経済的支援などは、教職協働組織である「教育開発推進センター」と連携をとりながら適切に実施している。校地、校舎等は設置基準を満たしており、教育環境は適切に整備されている。学生の意見や要望は「授業改善アンケート」「学生生活実態調査」などを通じてくみ上げ、学修支援や学生生活及び施設・設備の改善に反映させている。

#### 「基準 3. 教育課程」について

建学の精神「人間たれ」及び開学以来、使命・目的を表すスローガン「世界を見つめ地域を考える」に基づいたディプロマ・ポリシーを学部ごとに策定し周知している。成績評価を 100%とする評価基準において、シラバスに全科目のディプロマ・ポリシーとの関係性を明示することでディプロマ・ポリシーとの結びつきを担保している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに合わせて学部ごとに策定し、これに沿った科目を配置した教育課程が体系的に編成されている。全学 FD 委員会を設置し、FD(Faculty

Development)研修や教員間での授業参観を導入するなど教授方法の工夫を行っている。大学独自の「成長スケール」を用いて学修成果の可視化に取り組み、測定結果を学生個々にフィードバックしている。

#### 「基準 4. 教員・職員」について

大学の意思決定機関「大学協議会」を設置し、副学長、学部長、法人理事、事務局長等の補佐のもと、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教学マネジメント組織に教育・学生支援部を置き、教育担当である副学長が教育・学生支援部長を兼務し管理するとともに、各課に必要な職員を配置している。専任教員数は設置基準を満たしている。教員の採用・昇任の方針を「四日市大学専任教員選考規程」に定め、「四日市大学専任教員資格基準」に基づき、適宜、公募している。職員の資質・能力向上は「四日市大学教職員研修規程」に定められ、FD、SD(Staff Development)研修を行っている。研究活動への資源の配分は科学研究費助成事業の採択状況に応じ研究費を上乗せする傾斜配分方式を導入するとともに、地域が抱える課題解決に取り組む特定プロジェクト研究を毎年公募し財政的な支援を行っている。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為や諸規則にのっとり理事会及び評議員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性を維持している。学長が理事会、評議員会、常任理事会に出席する一方、大学協議会には理事長が指名する理事らが出席することで、法人及び大学の意思疎通と連携を図るとともに相互チェック体制が機能している。監事は適切に選任され、理事会及び評議員会へ出席して学校法人の業務や財産等について意見を述べている。安定的な財務基盤の確立に向け学生生徒等の定員確保を目指すとともに、科学研究費助成事業、また自治体を中心とする受託事業など外部資金の獲得に取り組んでいる。会計監査は監査法人と監事によって適切に行われ、監事による業務監査においても財務状況をヒアリングするなど厳正に実施している。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

「四日市大学内部質保証に関する方針」を策定し、大学協議会が内部質保証推進の責任を負うことを明示している。自己点検・評価委員会において4年ごとの総合的な自己点検・評価と2年ごとの中間評価を行い、これらの結果は大学協議会に報告され必要に応じ改善を図っている。IR推進委員会は収集したIR(Institutional Research)情報を整理・分析し、教育・研究・社会貢献活動の目標設定や戦略の立案等に活用するなど、IR機能の構築と実施体制を整備している。「四日市大学アセスメントポリシー」を定め、三つのポリシーに即した独自の評価指標に基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで多面的に学修成果を可視化したものをカリキュラム評価資料集としてまとめ、教員FDに活用するなど教育の改善・向上に努めている。学校法人暁学園「第8次中期経営計画(2023年度-2027年度)」で策定した「5つの強化プラン」に対し「四日市大学地域連携プラットフォーム」からの評価を取入れたPDCAサイクルを確立・運用するなど内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、建学の精神「人間たれ」の理念に基づき、地域貢献型大学として地域から求められる人材育成に注力しており、独自に開発した「成長スケール」を学修支援に活用するなど、学生の継続的な成長をサポートしている。4年ごとの総合的な自己点検・評価と2年ごとの中間評価の実施により積極的に課題を見つけ改善に努めるほか、学校法人暁学園「第8次中期経営計画(2023年度～2027年度)」で策定した「5つの強化プラン」に対し、外部組織からの評価を取入れたPDCAサイクルを確立し運用するなど、内部質保証の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準1を満たしている。

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目1-1を満たしている。

##### 〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は具体的で簡潔に示され、学則に定められている。建学の精神「人間たれ」の理念に基づき地域貢献型大学としての個性や特色を「Act4U」のキャッチコピーで表し、ホームページ等で学内外に明示している。また、使命・目的及び教育目的の見直しについてはカリキュラムの改善に合わせ、新たな教育研究上の目的を設けるなど、必要に応じた見直しを行っている。

##### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は教職員の関与・参画の上、理事会に諮り策定され、学則や学生便覧、ホームページを通じ学内外に周知している。また、使命・目的及び教育目的を実現させるため、学校法人暁学園「第8次中期経営計画（2023年度-2027年度）」に基づく四日市大学5か年計画及び三つのポリシーに反映させている。これを達成するための教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「人間たれ」を根幹とした教育目的を踏まえて、大学全体及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを策定し、入試ガイドや入学試験要項に明記し、ホームページ等で周知を図っている。アドミッション・ポリシーにのっとり入学者の選抜・受入れは適切に行われている。一般選抜を除く選抜方式において面接試験を課して、志願者のアドミッション・ポリシー理解度を確認し、合否判定の参考にしている。また、入学者選抜方式ごとの入学後の追跡調査を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかについての検証に取り組んでおり、入学定員及び収容定員に沿った在籍学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学及び各学部に教学委員会が設置されており、全学の教学委員会には各学部の教学委員長とともに事務局から教育・学生支援部次長と教学課長が参加することで、学修支援に関する学内方針の一貫性を確保している。教職協働の組織として「教育開発推進センター」を設置し、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」や「生成 AI 学修利用に関するガイドライン」等の全学的な取組みを進めている。1 年次から 4 年次まで担当教員制度を設けており、大学独自に設定した学生の成長指標である「成長スケール」を利用した面談を実施し、退学・休学を申出てきた学生には担当教員との面談を必須とするなど学修支援に取り組んでいる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度からの現行カリキュラムでは、全学共通科目として「キャリアスキル科目」を設け、必修科目 6 単位と選択科目 14 単位の計 20 単位を卒業要件とするとともに、単位認定されるインターンシップ科目を 4 単位設定している。教員組織であるキャリアサポート委員会と事務組織であるキャリアサポート課が連携して、教職協働でキャリア教育支援に取り組んでおり、学生は教員及び職員の双方とキャリア相談を受けることができる。キャリアサポート課では、3 年生全員を対象として個別面談を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

留学生、障がいのある学生、運動部所属学生、女子学生など、学生個々の特性や属性に合わせた学生サービスが提供されている。教職協働で学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っている。一般財団法人日本語教育振興協会が主催する「日本留学 AWARDS」において、部門賞を 3 回、ノミネートを 6 回果たすなど、留学生の支援に取り組んでいる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**〈理由〉**

校地、校舎、設備、実習施設、図書館、コンピュータ教室等の教育環境は、十分な規模があり、教育目的達成のための学修環境の整備を適切に行っている。また、校舎は、各教室棟及び実習棟ともにバリアフリー化している。施設・設備の安全管理、メンテナンスは、庶務課が建物、施設、機器などの日常管理、定期点検、修理に対応しており、業務委託契約を結んだ外部業者の常駐担当者とともに、適切に管理している。教育組織において、授業を行う学生数の適切な管理をしている。

**2-6. 学生の意見・要望への対応**

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**【評価】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**〈理由〉**

「授業改善アンケート」を通じて、学修支援に関する学生の意見などを教員や事務組織がくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映している。「学生生活実態調査」を隔年実施して、学生生活の実態を把握し、学生生活の改善に反映している。「学友会アンケート」を通じて、施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。

**基準 3. 教育課程**

**【評価】**

基準 3 を満たしている。

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修



了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び開学以来のスローガンである「世界を見つめ地域を考える」に基づいたディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。シラバスには当該授業科目とディプロマ・ポリシーの対応が示され、学生は、担当教員による履修指導を経て履修登録をしている。成績評価の公平性を担保するため、全学 FD 委員会が「四日市大学成績評価基準ガイドライン」をもとに点検・検証している。卒業認定は、卒業見込判定と卒業判定の 2 段階で、それぞれ学部の教学委員会で一次審査をした後に学部教授会で最終判定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「人間たれ」と、使命・目的を表すスローガン「世界を見つめ地域を考える」に基づいて学部ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、それに合わせてカリキュラム・ポリシーを策定している。1 年次から少人数による演習を設けて担当教員によるきめ細かい指導を行っている。なお、新カリキュラムでは「入門演習」を「学部専門科目」に設定したほか、4 年次の演習科目を「卒業研究 a」「卒業研究 b」とし、4 年間の学びの集大成としての位置付けを明確にしている。教授方法の改善を進めるために「全学 FD 委員会」などの組織体制を整備し、全学 FD 研修等を実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度からの新カリキュラムでは、学部のディプロマ・ポリシーに加えて全学共通のディプロマ・ポリシーを設定し、大学独自の「成長スケール」を用いて学修成果の可視化に取組み、卒業式に返却するなど工夫している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。「授業改善アンケート」等の活用によって、学修成果の点検、評価の結果を教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定は、「大学協議会」の協議に基づいて、学長によって行われるとともに、経営サイド・教員のトップ・職員のトップが学長を補佐する体制をとり、毎月定例的に開催することで、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

学長は学則及び「四日市大学学長に関する規程」にのっとり、学長を補佐する副学長を置き、権限の分散を行っている。

教学マネジメントを担う組織として教育・学生支援部を置き、学長を補佐する教育・学生支援部長が管理するとともに、教学課、留学生支援課、キャリアサポート課を置き、適切に職員を配置し、役割を明確化することで、教職協働の体制を構築している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度における専任教員数は、各学部及び全学で設置基準に定める専任教員数及び教授数を確保し適切に配置するとともに、「四日市大学専任教員資格基準」に定められた基準に沿った教員を、適宜公募により採用している。

教員の採用・昇任の方針は、全学的な規則として「四日市大学専任教員選考規程」に定めており、採用を検討する学部又は「教育開発推進センター」が教員配置計画を立案し、大学協議会において方針を決定している。

FD 研修については「四日市大学全学 FD 委員会」が主催して実施している。研修後には参加者にアンケートを実施し、結果を全学 FD 委員会に報告・検討することで、研修内容等の見直しを行っている。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全職員を対象に SD の年間計画を立案し、SD 活動を行っている。また、新規採用職員に対して、大学が加盟する一般社団法人私立大学連盟のオンデマンド形式の新任研修を受講させている。

職員の資質・能力向上は、「四日市大学就業規則」第 42 条及び「四日市大学教職員研修規程」に定めており、FD や SD 等、教職員の資質・能力向上のための研修を奨励している。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対する研究室・研究費の割当てを教員間で平等に行うとともに、「四日市大学研究機構」の研究所の代表と各学部からの選出委員により、「研究機構運営委員会」が設置され、研究支援を行っている。

教員や教育・研究に関する管理的立場にある職員、研究所研究員に対してはインターネットによる研究倫理教育に関するプログラムの受講を義務付け、学生に対してもゼミの担当教員を通じて、大学が独自に作成したビデオ教材を用いて研究倫理教育を徹底している。

個人研究費から科学研究費助成事業申請の有無に応じた控除を行い、科学研究費助成事業の採択状況に応じて研究費に上乗せ配分方式を導入するとともに、地域の抱える課題解決に取り組む特定プロジェクト研究を毎年公募し、財政的支援を行っている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

### 〈理由〉

学校教育法、私立学校法、設置基準等の法令に基づき整備された寄附行為や諸規則にのっとり、理事会及び評議員会を適切に運営するとともに、法令を遵守した運営が行われている。

理事長の総理のもと、学長のリーダーシップによる大学運営は適切に行われており、使命・目的の達成における経営の規律と誠実性は維持されている。

法人及び大学は、使命・目的を実現するための組織体制が整備され、適切に運営されており、継続的に努力している。

また、環境保全、人権、安全・健康について配慮し、危機管理の体制を整備するなど適切に機能している。

### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

### 〈理由〉

寄附行為及び寄附行為施行規則に理事会について定めており、これに従って適切に理事会を開催し、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を構築している。

理事会は定例での開催のほか、法人運営の円滑化を目的として将来計画や財政状況の検討等を行う常任理事会や必要に応じて臨時理事会を開催するなど、円滑かつ適切に機能している。

また、理事の選任を適切に行い、理事会の構成員には、民間企業の現役の経営者が含まれていることから、学校運営に関する協議に対し、企業経営的な意見や考え方等を取入れることができる体制にある。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

法人には最高意思決定機関である理事会と諮問機関である評議員会及び常任理事会が、大学には学長を議長とする大学協議会が最高意思決定機関として設置されている。

大学協議会は理事長が指名する理事、副学長、学部長、事務局長のほかに議長が必要と認める者として、各事務部門のトップ及び会計課長が出席し、学長のリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営の仕組みを整備している。

監事は適切に選任され、理事会及び評議員会へ出席して学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べている。

法人と大学の管理運営機関との意思疎通がよくとれており、それら相互のチェックも行われ、意思決定の円滑化及びガバナンスの機能性が図られている。

### 5-4. 財務基盤と収支

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

財務運営は、5 か年ごとに策定される「暁学園中期経営計画」及び5 か年予算を基礎としながら年度進行の変化に対応した各年度予算を再編成して行われている。現在、学校法人暁学園「第8次中期経営計画（2023年度-2027年度）」が進行しており、中期経営計画に基づく財政運営が適切に行われている。

中期経営計画の一つの目標である財政基盤の強化については、学生数の減少等を要因とする学生生徒等納付金の減少に対して、大学を含む設置校の定員確保を目指すとともに「四日市大学研究機構」が教員に対して継続的な研究支援を行うことで積極的な外部資金の獲

得を進めるなど、安定的な財務基盤の確立に取り組んでいる。

#### 5-5. 会計

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準を遵守し、「学校法人暁学園経理規程」「学校法人資金運用規程」等に沿って適切に行っており、課題等が生じた場合には、直ちに監査法人等に相談するなど、適正な会計処理に努めている。

日常的な会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れを会計システムにおいて実行している。また、予算執行の状況を会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理を可能にしている。

会計監査は、監査法人と監事によって行われており、監事の監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 18 条の定めに基づき監査を行っている。監査については内部監査室と監事の密な連携により円滑で厳正に行われている。

#### 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

#### 6-1. 内部質保証の組織体制

##### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

「四日市大学内部質保証に関する方針」において内部質保証の責任の所在、組織体制を明示し、ホームページで学内外に周知している。自己点検・評価委員会で取りまとめた自己点検・評価結果は大学協議会に報告し、必要に応じ改善を図るなど大学協議会が内部質保証推進の任を負っている。自己点検・評価活動の客観性と公平性を担保するため「四日市大学地域連携プラットフォーム」及び「四日市大学運営協議会」から意見を聴取するなど、内部質保証のための組織体制を整備している。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

### 〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として、4年ごとの総合的な自己点検・評価のほか、2年ごとにも中間評価を実施しホームページ等で学内外に公表している。自己点検・評価のために収集したIR情報を整理・分析し、IR推進委員会において教育・研究・社会貢献活動の目標設定や戦略の立案などに活用するなど、IR機能の構築と実施体制を整備している。

## 6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

### 〈理由〉

「四日市大学アセスメントポリシー」を定め、三つのポリシーに即した独自の評価指標に基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで多面的に教育成果を可視化したものをカリキュラム評価資料集としてまとめ、教員FDに活用し、教育の改善・向上に努めている。学校法人暁学園「第8次中期経営計画（2023年度-2027年度）」で策定した「5つの強化プラン」に対し「四日市大学地域連携プラットフォーム」からの評価を取入れたPDCAサイクルを確立・運用するなど大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準A. 社会連携

A-1. 社会連携に関する方針が明確化され、推進体制が構築されていること。

- A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること。
- A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること。
- A-1-③ 大学と地域（自治体・企業・市民団体等）との協力関係が構築されていること。

A-2. 地域と連携した教育・研究・社会活動を推進されていること。

- A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること。
- A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること。
- A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること。

A-3. 大学と地域との協力関係を構築していること。

- A-3-① 大学施設を地域に開放していること。
- A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること。
- A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること。
- A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること。

**【概評】**

「四日市大学地域連携プラットフォーム」を構築して、自治体、企業、市民団体、高校、マスメディアなどと意見交換を行っている。三重県とは「高等教育コンソーシアムみえ」を通して連携し、四日市市とは「四日市大学運営協議会」を通して大学運営についての意見交換を行っている。四日市市、いなべ市、桑名市、木曾岬町、東員町、川越町、朝日町、菰野町と包括連携協定を締結している。学生の地域参加を促すため、株式会社良品計画の支援を受けて市営住宅の4階以上の部屋を改修して学生に格安で提供するなど、特徴的な取組みをしている。

ゼミ活動を地域志向としたり、高等教育コンソーシアムみえが提唱する「三重創生ファクタリスタ資格」を中核科目として位置付けたりすることによって、地域と連携した教育を推進している。平成28(2016)年度から、大学独自の研究事業として「特定プロジェクト研究（「産業支援」「環境」「人材育成」をテーマ）」に取組み、学部を超えた教職協働の研究に対して財政的な支援を行っている。

一般教室のほか、第1グラウンド、体育館及び武道館を、地域住民のために有償で一般開放している。図書館は、登録制による書籍の一般貸出しを実施している。社会連携の取組みとして、学内に「四日市北ロータリークラブ」の事務所などがある。三重県や四日市市をはじめとする近隣自治体からの各種審議会委員等の就任依頼を教職員は可能な限り受諾するなど、地域社会との協力関係を築いている。



